

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きが休むと翌日)

第二条 民法第三十四条の規定により公益法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 設立趣意書

二 定款又は寄附行為

三 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びに当該財産となるべきものの権利及び価格を証する書類

四 設立当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度の定めのないものにあつては、設立当初の年及び次の年）の事業計画書及び収支予算書

五 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（設立者が法人である場合は、当該法人の登記簿の謄本）

六 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類

七 社團にあつては、社員となるべき者の名簿

八 社團にあつては設立総会の議事録の謄本、財團にあつては設立についての意思の決定を証する書類

九 設立の許可の申請の際既に申請に係る事業を行つてているときは、その事業の概要を記載した書類及び収支決算書

十 行政府の許可、認可等を必要とする事業を行う場合には、その許可、認可等を受けていることを証する書類又はその許可、認可等の申請の状況を明らかにした書類

十一 代表者又は代理人によつて申請する場合は、その権限を証する書類

十二 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

◆規則 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

昭和五十三年九月一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第五十五条

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則をここに公布する。

（目的）

第一条 この規則は、知事の所管に属する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人（以下「公益法人」という。）の設立及び監督に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（設立の許可の申請）

(設立登記の完了の届出)

第三条 公益法人は、民法第四十五条第一項の規定により設立の登記をしたときは、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(業務、財産状況等の報告)

第四条 公益法人は、毎事業年度の開始の日(事業年度の定めのない公益法人にあつては、一月一日)から三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 前事業年度(事業年度の定めのない公益法人にあつては、前年。以下同じ。)の事業報告書及び収支決算書
- 二 当該事業年度(事業年度の定めのない公益法人にあつては、その年。以下同じ。)の事業計画書及び収支予算書
- 三 前事業年度末の財産目録
- 四 社団法人にあつては、前事業年度末の社員名簿及び社員の異動の状況を記載した書類

(事業計画又は収支予算の変更の届出)

第五条 公益法人は、当該事業年度の事業計画又は収支予算を変更したときは、変更後の事業計画書又は収支予算書を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(定款又は寄附行為の変更認可の申請)

第六条 公益法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするとときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為の変更案及び変更の理由を記載した書類
- 二 定款又は寄附行為の新旧対照表

三 民法第三十八条第一項本文又は定款若しくは寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登記事項等の変更の届出)

第七条 公益法人は、民法第四十五条第三項、第四十六条第二項又は第十八条の規定による登記を完了したときは、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出が新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の略歴を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 公益法人は、第一項又は次条第一項に規定する場合を除き、役員に変更があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(監事の異動の届出)

第八条 公益法人は、監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(基本財産の処分等の承認の申請)

第九条 公益法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、基本財産を処分し、又は担保に供することについて承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 基本財産を処分し、又は担保に供する理由及びその内容を記載した書類

二 財産目録

三 定款又は寄附行為に定める手続を経たことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## (書類及び帳簿の備付け)

第十一条 公益法人は、その主たる事務所に、民法第五十一条に規定するもののはか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 理事、監事その他の役員の名簿及び略歴を記載した書類

三 許可、認可等及び登記に関する書類

四 総会、理事会等公益法人の機関の議事に關する書類

五 収入及び支出に關する帳簿及び証ひよう書類

六 固定資産台帳

## (業務の監督)

第十一条 知事は、必要があると認めるときは、民法第六十七条第一項の規定により、公益法人に対し報告を求め、又は資料を提出させることができることとする。

2 民法第六十七条第二項の規定により公益法人の業務及び財産の状況を検査する職員は、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。  
(解散の許可の申請)

第十二条 公益法人は、定款又は寄附行為の定めるところにより、解散の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 解散の理由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定める解散の手続を経たことを証する書類

三 財産目録

四 残余財産の処分の方法を記載した書類

## (負債及びその処理の方法を記載した書類)

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第七十三条 公益法人は、民法第七十二条第二項の規定により、又は定款若しくは寄附行為の定めるところにより、残余財産の処分の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 財産の処分の方法及びその理由を記載した書類

二 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類

三 民法第七十二条第二項ただし書又は定款若しくは寄附行為に定める残余財産の処分の手続を経たことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## (解散等の届出)

第十四条 民法第七十七条第一項の規定による解散の届出は、同項の規定による登記の完了後、遅滞なく次に掲げる書類（第十二条の許可の申請をした公益法人にあつては、第二号に掲げる書類）を添えてしなければならない。

一 民法第六十九条本文又は定款若しくは寄附行為に定める解散の手続を経たことを証する書類

二 登記簿の謄本

三 第十二条第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類

2 民法第七十七条第二項の規定による清算中に就職した清算人の届出は、同項の規定による登記の完了後、遅滞なく登記簿の謄本を添えてしなければならない。

(清算結了の届出)

第十五条 民法第八十三条の規定による清算結了の届出は、遅滞なく財産の処分に関する書類を添えてしなければならない。

(書類の提出部数)

第十六条 この規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第二条、第六条及び第十二条に規定する書類にあつては二部、その他の書類については一部とする。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十三年に限り、第四条中「毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益法人にあつては、一月一日）」とあるのは「この規則の施行の日」とする。
- 3 この規則施行の際現に知事に提出されている申請書その他の書類でこの規則に相当規定のあるものは、この規則の規定による申請書その他の書類とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価】一部一箇月八百円 (送料を含む。)】

## 別記様式(第十一條関係)

(表)

身 分 証 明 書		
所属 職 氏名	年 月 日 生	
上記の者は、民法第67条第2項及び知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第11条第2項の規定により、公益法人の業務及び財産の状況を検査することができる職員であることを証する。		
年 月 日		鳥取県知事
印		

(裏)

## 民法(抜粋)

第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス  
主務官庁ハ何時ニテモ職權ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財  
産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督  
に関する規則(抜粋)

## (業務の監督)

第11条 2 民法第67条第2項の規定により公益法人の業務及  
び財産の状況を検査する職員は、その身分を示す証  
明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があつた  
ときは、これを呈示しなければならない。